

愛媛県建設業審議会資料

令和8年3月10日（火）

14：00～15：00

愛媛県庁第一別館3階

第3・第5会議室

目 次

I 次第等

愛媛県建設業審議会委員名簿.....	1
--------------------	---

II 諮問案件資料

1 低価格入札者に対する排除措置等の見直し.....	3
----------------------------	---

III 報告案件資料

1 入札・契約制度の特例措置〔入札不調対策〕の継続.....	7
--------------------------------	---

2 入札・契約に係る電子化の取組み.....	9
------------------------	---

IV その他

愛媛県建設業審議会条例.....	11
------------------	----

入札・契約制度の改善策に係る近年の主な取組み.....	13
-----------------------------	----

愛媛県建設業審議会委員 名簿 (令和8年3月現在)

区 分	氏 名	現 職	備 考
学識経験者 (4名)	東 淵 則之	松山大学経営学部教授	
	郡司島 宏美	愛媛大学大学院理工学研究科准教授	
	大内 由美	(一社) えひめ若年人材育成推進機構 常務理事	
	新木本 恵美	社会保険労務士	
建設工事の 需 要 者 (4名)	高門 清彦	愛媛県町村会長	
	数藤 宏治	西日本高速道路(株)四国支社 愛媛高速道路事務所長	
	楠岡 由美	愛媛県商工会議所女性会連合会 会長	
	仙波 純子	愛媛県男女共同参画センター館長 公益財団法人えひめ女性財団 常務理事	
建設業者 (4名)	浅田 春雄	(一社) 愛媛県建設業協会 会長	
	藤田 由美	(株) 藤田組 代表取締役	
	西岡 義則	愛媛県建設産業団体連合会 会長	
	松山 清	(一社) 愛媛県建設業協会 建築部会長	
関係各庁 (2名)	齧島 洋伸	国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所長	代理 中塚 光 副所長
	和田 雅裕	愛媛労働局 雇用環境・均等室長	
計	14名		

現委員の任期：R 7. 10. 1～R 9. 9. 30 (2年間)

【諮 問 案 件】

1 低価格入札者に対する排除措置等の見直し

平成22年度から、本県発注の工事では、適正な見積りに基づく競争環境を確保するため、低入札を繰り返す業者を入札から排除する「低価格入札者排除措置」を設けている。

また、令和7年6月から、入札執行過程における秘匿性・公平性を確保するため、調査基準価格・最低制限価格の算出にあたり「ランダム係数」を導入している。

今後も安易な低入札には厳しく対応するスタンスは堅持していくが、令和8年度から、排除措置の対象を調査基準基本価格（最低制限基本価格）未満の応札に見直す。

また、調査基準基本価格・最低制限基本価格及びランダム係数値を事後公表する。

【低価格入札者排除措置】

四半期ごとの基準日における低入札回数が、

- ・ 2回の業者 : 基準日の翌々月から起算して3ヶ月間入札から排除
- ・ 3回以上の業者 : 「2回を超える回数×1ヶ月」を排除期間に加算（最長6ヶ月）

【ランダム係数】

開札時に電子入札システムが自動的に算出する1.000～1.005までの無作為の数字。

【調査基準価格・最低制限価格の算出方法】

調査基準価格 = 調査基準基本価格 × ランダム係数

最低制限価格 = 最低制限基本価格 × ランダム係数

《改善理由》

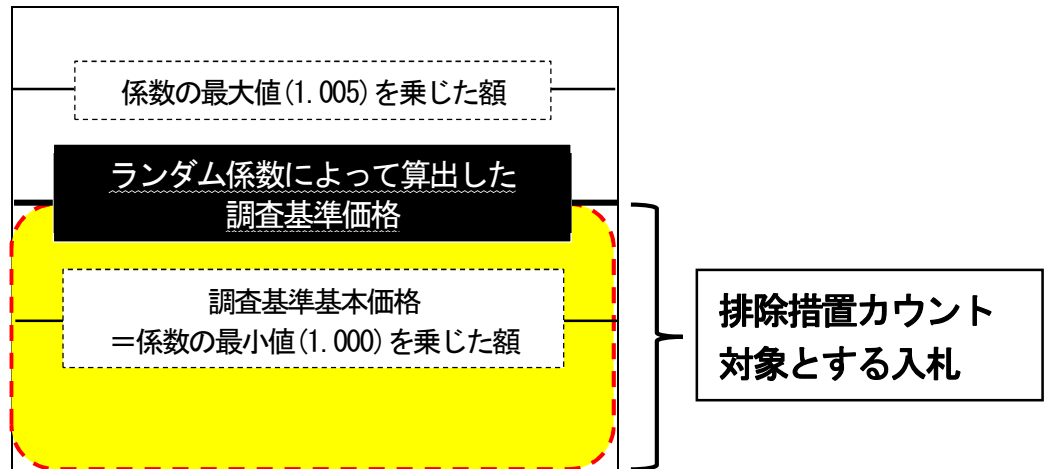
適正な見積りに基づく競争環境の確保と業者の真摯な見積りの尊重を図るため。

《適用時期》

令和8年4月以降に開札を行う工事から適用（ランダム係数値の公表は関連システムの改修後）

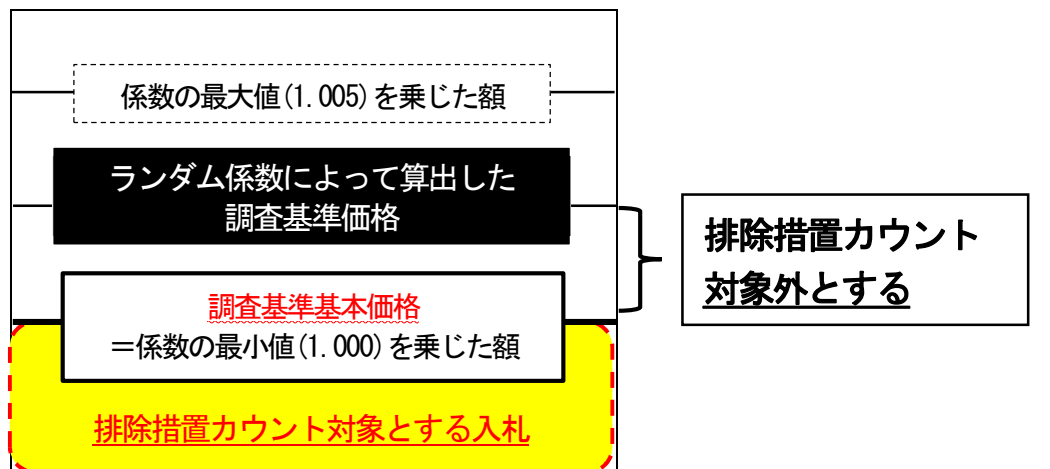
(現状)

「調査基準価格 (最低制限価格)」を下回った入札を低入札排除措置の対象とする。



(見直し後)

「調査基準基本価格 (最低制限基本価格)」を下回った入札を低入札排除措置の対象とする。



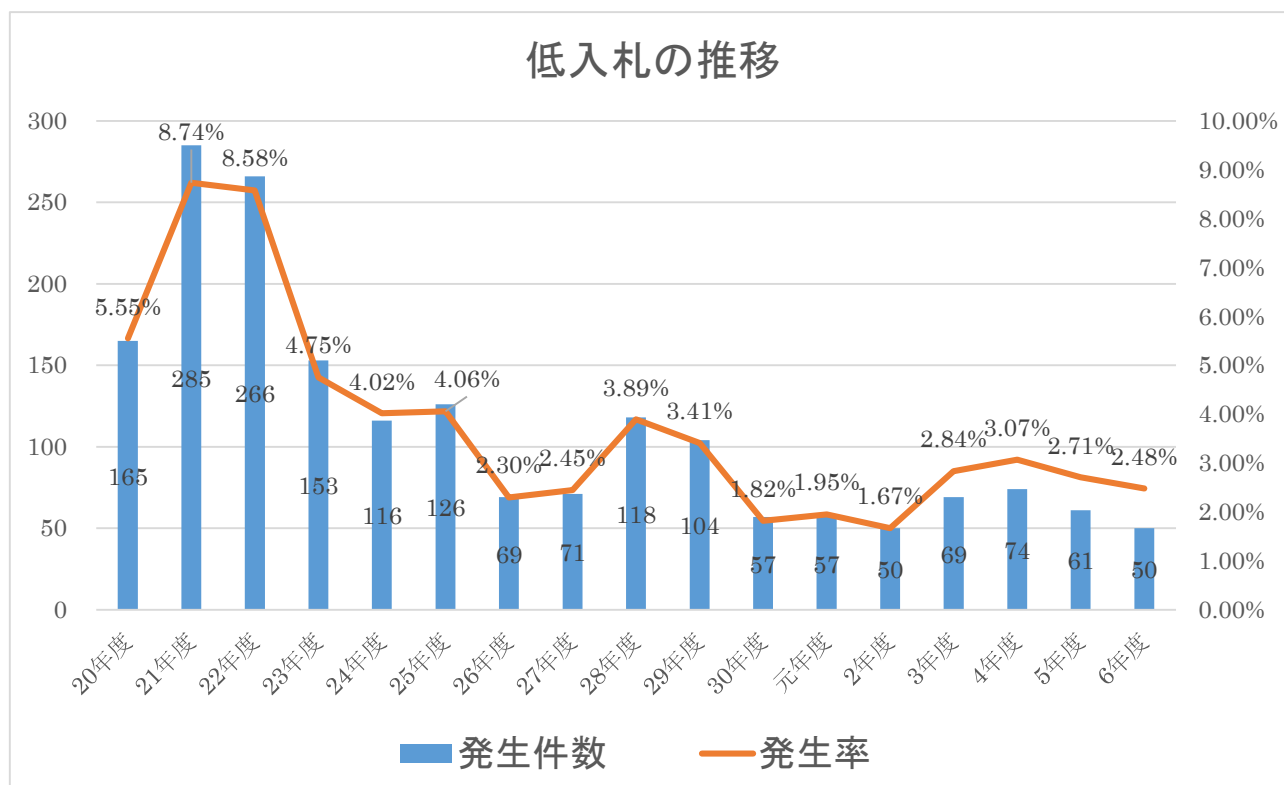
※調査基準基本価格 (最低制限基本価格) は、設計 (積算) 金額に所定率を乗じて算出する。所定率は公表している。

(参考資料)

【これまでの低入札対策】

- 平成20年4月～ 低入札価格調査制度において、積算費目ごとに失格判断基準を設定
- 平成21年10月～ 最低制限価格制度の導入（設計金額3千万円未満の工事）
- 平成22年4月～ 簡易型総合評価落札方式において施工体制確認方式を導入
- 平成22年6月～ 低入札を繰り返す業者の入札からの排除措置（低価格入札者排除措置）の試行導入（土木部発注工事）
- 平成23年4月～ 低価格入札者排除措置を全部局で本格実施
- 平成25年6月～ 調査基準価格及び最低制限価格の上限を廃止
- 令和7年6月～ 調査基準価格及び最低制限価格の算出に当たりランダム係数を導入

【低入札の推移】



【報 告 案 件】

1 入札・契約制度の特例措置〔入札不調対策〕の継続

（経緯等）

近年、建設業界は、建設需要の高まりにより、全国的に人手不足となっており、本県でも技術者等が不足する状況を踏まえ、平成25年2月から、入札不調対策に係る特例措置を実施しているところである。

この特例措置について、近年頻発している大規模災害からの復旧・復興工事等による建設需要の高まりから、全国的に建設業界は人手不足となっており、本県でも技術者等の不足による入札不調の懸念が依然としてある。

加えて、国の令和7年度第1次補正予算を皮切りに実施されている「第1次国土強靱化実施中期計画」として、令和8年度も相当程度の額が予算計上されることが見込まれることから、引き続き適用することとした。

○ 入札不調（応札者なし）の状況（全部局発注工事）（単位：件）

年度	入札件数	入札不調件数	
	件数	件数	率
令和6年度（全期間）	2,162	55	2.5%
うち12月末まで	1,453	46	3.2%
令和7年度（12月末）	1,510	43	2.8%

○ 令和7年度月別入札不調（応札者なし）の状況（全部局発注工事）（単位：件）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
入札件数	116	58	176	205	167	433	128	118	109	1,510
入札不調件数	1	1	3	5	2	19	8	2	2	43
入札不調率	0.9%	1.7%	1.7%	2.4%	1.2%	4.4%	6.3%	1.7%	1.8%	2.8%

《特例措置の内容》

(1) 主任技術者の兼任要件の緩和 (建設業法施行令第27条第2項の取扱い)

※建設業法に基づき専任を要する4,500万円(建築9,000万円)以上の工事
工事現場の相互の間隔が10km以内の近接した場所において同一の建設業者が施工する2件の工事については兼任を認める。(平成26年2月3日付け国土交通省通知参照)

(2) 現場代理人に係る緩和

① 常駐義務の緩和

全ての工事がア又はイいずれか(同時適用は不可)の要件に該当する場合、現場代理人の兼任を認める。ただし、本県発注工事以外の工事との兼任は、該当する発注機関の承諾がある場合に限る。

なお、本県発注の年間維持工事等と別工事の現場間の距離が、いずれも最短30分以内^(注)又は同一建設部・土木事務所管内の範囲である場合、現場代理人の常駐義務の緩和の可否を判断するにあたり、年間維持工事等1件までは、兼任件数に含めないことができるものとする。

(注) 1つの工事に現場が複数ある場合も同様

ア 以下の要件を全て満たす場合

(ア) 請負金額

4,500万円未満(建築9,000万円)

(イ) 件数

3件以内(県工事以外の工事と兼任する場合は2件まで)

(ウ) 現場間の距離

最短30分以内又は同一建設部・土木事務所管内

イ 建設業法施行令第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められた工事は、2件まで兼任を認める。

② 現場代理人変更時の雇用要件の緩和

変更日の前日以前に直接的雇用関係があること。(本則:3か月以上)

(3) 入札者数の取扱いの緩和

全ての入札(工事及び建設工事関連業務)について、1者応札を有効とする。

(4) 相指名業者への下請制限の緩和

受注者からの申請により、同一の入札参加者への下請を原則承認する。

【報 告 案 件】

2 入札・契約にかかる電子化の取組み

(1) 電子契約の導入

令和7年11月から全部局において本格導入している。

【概要】

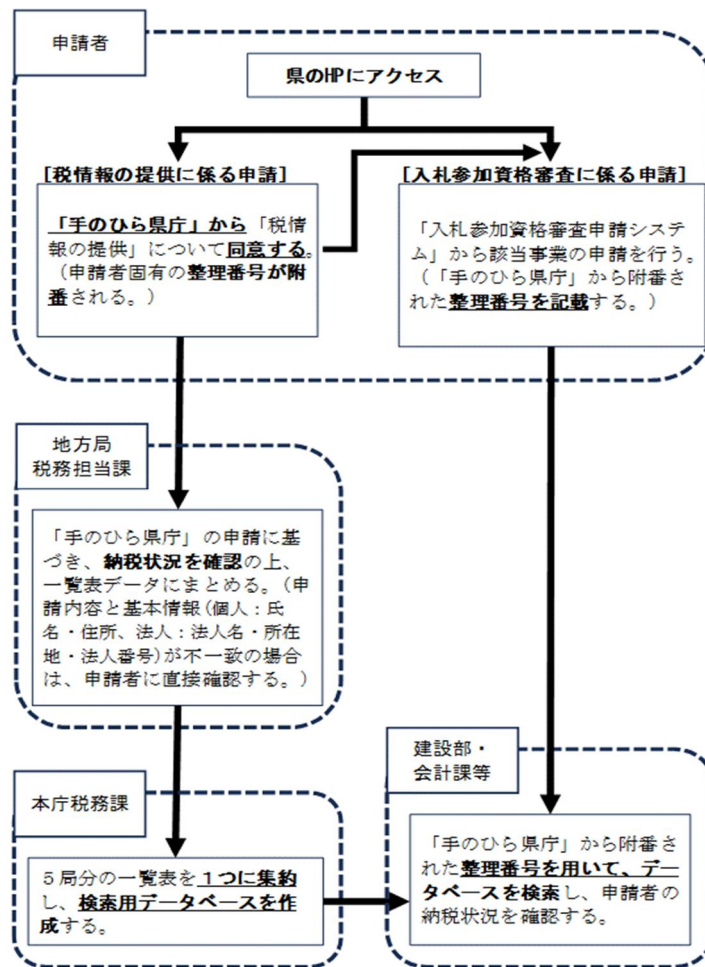
- ア 開始日
令和7年11月1日（土）
- イ 対象機関
電子契約システムを利用可能な全発注機関
- ウ 対象案件
建設工事又は建設工事に関する調査、測量及び設計業務
- エ 事業者の費用負担
なし
- オ 活用のメリット
 - ・収入印紙代が不要
 - ・契約事務の省力化・迅速化

(2) 格付け申請における納税証明書の添付省略（手のひら県庁）

手のひら県庁の「納税証明書の省略申込」を行うことにより、県税に関する納税証明書の添付省略を可能としている。

【概要】

- ア 開始日
令和8年2月1日（日）
- イ 対象格付け申請
 - ・建設工事（県内・県外業者）
 - ・建設工事関連業務（測量・建設コンサルタント等）
- ウ 活用のメリット
 - ・来庁が不要
 - ・納税証明書発行手数料が不要



(3) 公告における閲覧用設計書の廃止

発注機関に備え付けていた閲覧用設計図書を原則廃止し、入札情報公開システムでの閲覧とする。

(4) 令和9・10年度格付け申請の電子化

従来の紙申請から入札参加資格審査申請システムを用いた電子申請へ変更

【概要】

- ア 開始日
令和9・10年度格付け申請から
- イ 対象格付け申請
 - ・ 建設工事（県内・県外業者）
 - ・ 建設工事関連業務（測量・建設コンサルタント等）
- ウ 活用のメリット
 - ・ 来庁が不要
 - ・ ペーパーレス化により申請書類の印刷・製本が不要

(設置)

第1条 建設業法(昭和24年法律第100号)第39条の2の規定により、愛媛県建設業審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ建設業の改善に関する重要事項を調査審議し、その結果を知事に報告し、又は勧告する。

(組織)

第3条 審議会は、委員14人をもつて組織する。

2 審議会の委員は、関係各庁の職員、学識経験のある者、建設工事の需要者及び建設業者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

3 建設工事の需要者及び建設業者のうちから委嘱する委員の数は、同数とし、これらの委員の数は、委員の総数の3分の2以上であることができない。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。会長は、学識経験のある者である委員のうちから、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、学識経験のある者である委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、関係各庁の職員のうちから任命又は委嘱された委員の任期は、その者が当該関係各庁の職にある期間とする。

2 関係各庁の職員のうちから任命又は委嘱された委員以外の委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 関係各庁の職員、学識経験のある者、建設工事の需要者又は建設業者のいずれか一に属する委員の出席者の数が出席委員の総数の2分の1をこえるときは、議事を決することができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(小委員会)

第7条 審議会に、専門的事項を調査審議するため小委員会を置く。

2 小委員会は、それぞれ関係各庁の職員、学識経験のある者、建設工事の需要者及び建設業者である委員のうちから会長が指名した者が組織する。

3 第3条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

4 小委員会の委員のうちから会長が指名した者は、委員長の仕事を行う。

5 委員長は、小委員会の事務を掌理する。

6 審議会は、その定めるところにより、小委員会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(関係各庁の説明等)

第8条 関係各庁の職員は、審議会に出席して、関係事項について報告又は説明をすることができる。

(審議会の庶務)

第9条 審議会の庶務は、土木部において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるものを除くほか、審議会の運営に関し必要な事項については、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○建設業法（抜粋）

昭和24年5月24日号外法律第100号

（都道府県建設業審議会）

第三十九条の二 都道府県知事の諮問に応じ建設業の改善に関する重要事項を調査審議させるため、都道府県は、条例で、都道府県建設業審議会を設置することができる。

2 都道府県建設業審議会に関し必要な事項は、条例で定める。

入札・契約制度の改善策に係る近年の主な取組み

①発注標準等の適正化

- 令和3年4月～ 業者選定等の枠組みの抜本的改革
 - ・格付け等級区分の再編
(土木一式：5段階、建築一式：4段階、その他：3段階)
 - ・発注区分の見直し（上位等級業者の少額工事への入札参加の制限）
 - ・最下位等級の上限額の引上げ（土木一式・その他8百万円→1千万円）
 - ・直近上位等級の対象工事に入札参加できる「チャレンジ枠」の設定
(土木一式工事のうち一般土木工事→土木一式工事全般に拡大（令和5年6月～）)
 - ・入札参加要件において求める施工実績・従事経験の条件緩和
(入札参加要件から総合評価へのシフト)

②入札後審査型一般競争入札の拡大

- 平成15年7月～ 入札後審査型一般競争入札の試行を開始（設計金額2億円以上10億円未満の一般土木・建築工事）
 - 平成16年7月～ 設計金額1億円以上（特殊工事については設計金額2億円以上）の工事に拡大して試行（WTO対象工事を除く。以下同じ）
 - 平成19年4月～ 格付A・B等級対象（土木工事で設計金額3千万円以上）の全工事に拡大
 - 平成20年4月～ 格付A～C等級対象（土木工事で設計金額8百万円以上）*の全工事に拡大
- (※ 業者選定の枠組みの抜本的改革に伴い、「格付S～C等級」「1千万円以上」に変更（令和3年4月～）)

③総合評価落札方式の拡充

≪建設工事≫

- 平成18年9月～ 簡易型総合評価落札方式の試行を開始（土木部発注工事）
- 平成20年4月～ 設計金額5千万円以上の土木部発注工事で本格実施、他部局発注工事で一部試行
- 平成21年4月～ 設計金額3千万円以上の全部局発注工事で本格実施
- 平成23年6月～ 簡易実績型総合評価落札方式を試行導入（設計金額8百万円（建築工事は1千5百万円）以上3千万円未満*の土木部発注工事）
(※ 業者選定の枠組みの抜本的改革に伴い、「設計金額1千万円（建築工事は1千5百万円）以上5千万円（建築工事は6千万円、その他は4千5百万円）未満」に変更（令和3年4月～）)
- 平成23年8月～ 標準型総合評価落札方式を導入（WTO対象工事）
- 平成24年4月～ 簡易実績型総合評価落札方式を全部局で本格導入
- 平成26年度以降 評価項目の見直しを適宜実施*
(※ 企業の施工能力「ISOマネジメントシステム等の取組」の廃止（令和6年6月～）)
(※ 企業の施工能力「生産性向上の取組（ICTの活用）」の追加（令和6年6月～）)
- 平成29年4月～ 加算点の換算方法の変更
- 令和3年4月～ 総合評価落札方式の抜本的見直し
 - ・企業実績評価の価格帯に応じた縮減（実績確認型はA等級対象工事*に限定、少額工事では企業実績評価を廃止）
(※ 設計金額2億円以上の工事（令和5年6月～）)
 - ・設備等施工体制の評価の充実（工場、作業船等の評価を引上げ）
 - ・評価区分「技術力の継続的な確保」を新設
- 令和5年6月～ 総合評価落札方式の見直し
 - ・施工計画型の対象金額の見直し（設計金額1億円以上→同2億円以上）

≪建設工事関連業務≫

- 令和7年6月～ 総合評価落札方式の試行導入（土木部発注かつ設計金額3千万円以上の高度な技術力を要する土木関係コンサルタント業務）

④低入札対策

- 平成20年 4月～ 低入札価格調査制度において、積算費目ごとに失格判断基準を設定
- 平成21年10月～ 最低制限価格制度の導入（設計金額3千万円未満の工事）
- 平成22年 4月～ 簡易型総合評価落札方式において施工体制確認方式を導入
- 平成22年 6月～ 低入札を繰り返す業者の入札からの排除措置（低価格入札者排除措置）の試行導入（土木部発注工事）
- 平成23年 4月～ 低価格入札者排除措置を全部局で本格実施
- 平成25年 6月～ 調査基準価格及び最低制限価格の上限を廃止
- 令和4年 6月～ 工事関連業務におけるダンピング対策の拡充
 - ・低入札価格調査制度の全庁発注業務（予定価格500万円超）への対象拡大
 - ・最低制限価格制度の全庁発注業務（予定価格500万円以下）への導入

⑤談合等不正行為対策

- 平成13年 7月～ 相指名業者への原則下請禁止及び指名業者の事前公表の廃止
- 平成18年 7月～ 談合情報対応マニュアルにおける談合情報の取扱い判断基準等の改正
- 平成19年 4月～ 契約約款の損害賠償予約条項の強化（10% → 20%）
- 平成21年 4月～ 入札参加資格停止期間の強化
- 平成22年 8月～ 暴力団排除条例施行に伴い、契約の相手方が暴力団員等と判明したときは契約解除できる旨を契約約款及び特約に規定
- 令和7年 6月～ 調査基準価格及び最低制限価格の算出に当たりランダム係数を導入

⑥施工体制の適正化

- 平成13年 7月～ 請負金額50%以上の下請に係る事前承認制の採用
- 平成22年 4月～ 現場代理人の取扱いについて、直接的な雇用の確認及び常駐条件の緩和
- 平成23年 4月～ 現場代理人の取扱いについて、施工着手前、工場製作及び工事中止期間の常駐要件の緩和
- 平成24年 4月～ 現場代理人の取扱いについて、常駐義務の緩和、兼務の承認
- 平成31年 4月～ 副現場代理人の設置
- 令和2年10月～ 特例監理技術者制度の導入

⑦入札不調対策

- 平成20年 4月～ 設計金額1億円未満の一般競争入札の1者応札時有効
- 平成25年 2月～ 特例措置（不調対策）の実施
 - ・指名競争入札^{*}の1者応札時有効（※平成26年2月～ 全ての入札に適用拡大）
 - ・相指名業者への下請を原則承認
 - ・主任技術者、現場代理人の兼任要件緩和
- 平成27年 4月～ ・設計金額3千万円未満の入札不調の再発注に指名競争入札への変更可能

⑧社会保険等未加入対策

- 平成26年11月～ 平成27・28年度格付けから未加入業者の排除
- 平成27年 1月～ 個別入札から未加入業者の排除
- 平成27年 4月～ 元請業者に対する未加入業者との一次下請契約の禁止措置（下請代金総額3千万円（建築工事は4千5百万円）以上の工事）
《違反した場合の元請業者へのペナルティ》
 - * 制裁金の徴収 * 入札参加資格停止措置 * 工事成績評定点の減点
- 平成28年 4月～ 元請業者に対する未加入業者との一次下請契約の禁止措置について、全ての工事に拡大
- 平成29年10月～ 元請業者に対する未加入業者との下請契約の禁止措置について、二次以下の全ての下請契約に拡大（違反した場合の元請業者へのペナルティも同時施行）

⑨地域防災力の強化

- 平成24年 4月～ 災害復旧工事（設計金額3千万円未満）に指名競争入札を適用
- 平成27年 6月～ 防災対策事業に係る工事（設計金額3千万円未満）に指名競争入札を適用
- 平成30年 7月～ 災害復旧工事に係る入札契約方式の見直し
 - ・緊急度が極めて高い本復旧工事等においては随意契約を適用可能
 - ・一定の期日までに完了させる必要がある本復旧工事において、設計金額3千万円以上1億円未満の工事にあつては指名競争入札、設計金額1億円以上の工事にあつては実績確認型を適用可能
- 令和3年 4月～ 災害復旧工事に係る入札契約方式の見直し
 - ・災害復旧工事全般において、設計金額1億円未満の工事にあつては指名競争入札、設計金額1億円以上の工事にあつては実績確認型を適用
- 令和4年 5月～ 大規模災害時における応急復旧工事に係る暫定契約の導入

⑩地域維持型契約方式の推進

- 平成23年 4月～ 事業協同組合への維持管理工事の一括発注を一部試行（新居浜市）
- 平成28年度以降 維持管理工事における地域維持型契約方式を拡大

